

小室中学校PTA会則

この会則は、お子様が卒業するまで保管してください。

2024. 4月改正版

第1章 名称

- 第 1 条 この会の名称は、船橋市立小室中学校父母と教師の会（PTA）と
いい事務所を同校内におく。

第2章 目的

- 第 2 条 この会は、父母と教師とが提携して、生徒の健全なる育成をはかる
ことを目的とする。

第3章 方針ならびに活動

- 第 3 条 この会は、教育を本旨とする自主的団体として活動し、会・役員
および関係機関の名において、営利的、宗教的、政治的団体
およびその事業一切に関与せず、また干渉を受けない。

- 第 4 条 この会は、学校が行う人事管理運営事項には干渉しない。

- 第 5 条 この会は、目的達成のために、次の活動を行うものとする。
(1) 生徒の学業奨励、生徒指導、その他の教育助成に関すること。
(2) 学校施設、備品の充実と環境整備に関すること。
(3) 会員の研修や親睦を深めること。

第4章 会員

- 第 6 条 この会は、この会の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。
(1) 本校に在学する生徒の父母、またはこれに代わる者。
(2) 本校に勤務する教職員。

- 第 7 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第5章 役員

- 第 8 条 この会の本部には次の役員をおく。
(1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名以上
(3) 会計 3名うち学校から 1名
(4) 事務局（庶務）3名以上うち教頭 1名

- 第 9 条 本部役員は、選考委員会において候補者を推薦し、総会の承認を得て選出する。
- 第 10 条 選考委員会の構成ならびに候補者の選考については、別に定めるものとする。
- 第 11 条 各専門委員と学年委員は各学級より選出する。
- 第 12 条 役員の任期は1年とし、再任することができる。
欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第 13 条 本部役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、この会を代表し会務のすべてを掌る。
 - (2) 会長は、必要と認めるとき、本部付きの特別役員を選任することができる。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
 - (4) 会計は、総会で決定された予算に基づいて、その収支会計を掌り総会において報告する。
 - (5) 庶務は、この会の事務、校外・校内活動管理、広報、研修等を担当する。

第6章 会計監査

- 第 14 条 この会に会計監査を2名以上おく。任期および選出方法は役員に準ずる。
- 第 15 条 会計監査は、会費その他の収支について監査し、報告する。

第7章 機関ならびに組織

- 第 16 条 この会に次の機関をおく。
- (1) 総会
 - (2) 合同委員会
 - (3) 運営委員会
 - (4) 本部役員会
- 第 17 条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- (1) 定期総会は年1回開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、また会員の1/3以上の要求があったとき開催する。

- 第 18 条 総会は、出席者ならびに委任状を含めた会員数の過半数をもって
成立し、議決は、出席者の多数決によって決定する。
同数のときは、議長に一任する。
総会に出席できないときは、委任状を提出する。
- 第 19 条 合同委員会は、総会につぐ議決機関であり次の構成員による。
(1) 本部役員
- 第 20 条 合同委員会の任務は次のとおりとする。
(1) 運営委員会より提出された議案の審議
(2) 各専門委員会の連絡調整
(3) その他必要事項の議決および処理
- 第 21 条 運営委員会は、次の構成員による。
(1) 本部役員 (2) 校内委員長、副委員長 (3) 校外委員長、
副委員長
- 第 22 条 運営委員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、
その任務は次のとおりとする。
(1) 総会に提出する議案の作成および審議
(2) 総会で決定された事項の運営
(3) 役員会、各専門委員会で提出された議案の審議
(4) その他必要事項の議決および処理
(5) 対面総会又は、書面総会又はオンラインを選択できる。
- 第 23 条 本部役員は、次の構成員による。
(1) 会長 (2) 副会長 (3) 会計 (4) 庶務
- 策 24 条 本部役員会は、この会の執行機関であり、必要に応じて会長がこれ
を召集し、この会の運営に必要な事項を協議し、当該事項を処理す
る。
- 第 25 条 校内委員会、校外委員会は必要に応じて会長がこれを招集し、その
構成は次のとおりとする。
(1) 校内委員会 (2) 校外委員会
- 第 26 条 総会以外の会議は構成人員の 1 / 2 以上の出席をもって成立し、議

決は出席者の過半数の同意を必要とする。

- 第 27 条 学校長および教頭は、この会と学校運営の調整を行いすべての会議に参加し、意見を述べることができる。

第 8 章 会 計

- 第 28 条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。
- 第 29 条 会費は月額、1 世帯 3 0 0 円とする。ただし事情により減免することができる。
- 第 30 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 付 則

- 第 31 条 この会の会則変更は、総会の議決を要する。
- 第 32 条 この会の会則は、昭和 5 4 年 9 月総会日から実施する。
- 第 33 条 この会は内規を定めることができる。

第 10 章 その他

- 第 34 条 この会が P T A 活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途定める「小室中学校 P T A 個人情報取扱規則」に基づき、適正に運用するものとする。

内 規

1. 選考委員会規定

(1) 選考委員会規定は次のとおりとし、昭和 6 0 年度より実施する。

(2) 選考委員は、運営委員 3 名、職員 2 名、各学年代表 1 名とする。~~とし各学年代表（運営委員は除く）は、各学級の校内委員と校外委員の中より互選する。~~

2. 専門委員会は次の活動を推進する。

- (1) 校内委員会 学年、学級集会の活動と運営及び環境整備にあたる。機関紙の発行、その他の広報活動と運営にあたる。研修、親睦、レクリエーション、講演会等の運営に

あたる。

(2) 校外対策委員会 地域の防犯、生徒の健全育成、関係機関との協力と運営にあたる。

(3) 補導委員 補導委員の選出は、学校とPTA本部役員の協議により選出される。

第13条(2)より、本部付けとする。

3. 顧問規定

(1) この会は顧問をおくことができる。

(2) 総会で推薦され承認された者に限る。

4. 表彰および慶弔

(1) この会は目的達成のために功績のあった者を表彰することができる。

但し、会長2年、委員3年を継続して勤めた者を対象とする。

(2) 慶弔規定を次のとおりとする。

*教職員の結婚の祝金は5000円とする。

*会員の災害に対する見舞いの基準を3000円とする。

*生徒および教職員の1カ月以上の入院は上記に準ずる。

*会員およびその子供の死亡の場合の慶弔金は5000円とする。

(3) その他に関して必要と認められるものは運営委員会の承認を得る。

5. 内規は状況に応じて運営委員会で変更することができる。

(付記) 本会則は、昭和54年 9月27日より実施する。

昭和55年 4月 1日より一部改正

昭和56年 4月 1日より一部改正

昭和58年 4月 1日より一部改正

昭和60年 4月 1日より一部改正

昭和63年 4月 1日より一部改正

平成 3年 4月 1日より一部改正

平成 6年 4月 1日より一部改正

平成 9年 4月 1日より一部改正

平成14年 4月 1日より一部改正

平成16年 4月21日より一部改正
平成22年 4月20日より一部改正
平成30年 5月 2日より一部改正
令和 4年 4月28日より一部改正
令和 6年 4月〇〇日より一部改訂

小室中 P T A 組織図

